

(別紙)

指摘等対象	指摘等番号	対象団体名	所管部	改善を要する事項
道	指摘 1	財団法人 北海道高等学校奨学会	総務部	道は、高等学校奨学事業に係る事業計画書及び事業実績書に記載すべき「補助事業等実施による効果」について、具体的効果を記載するよう指導し、その効果の測定を実施すべきである。
道	指摘 2	財団法人 北海道高等学校奨学会	総務部	道は、経常的経費に対する補助を廃止した補助金の支出にあたり、団体に対して事業に係る経費と経常的経費の適正な配分を指導するとともに、実地調査等で精査すべきである。
道	指摘 3	財団法人 北海道高等学校奨学会	総務部	私立高等学校等生徒奨学事業の実施に係る補助金交付通知等において、補助対象経費として記載された内容に具体性が乏しいことから、道は、明確に表示すべきである。
道	意見 4	財団法人 北海道高等学校奨学会	総務部	道は、補助事業において、事業実施に係る団体の予算と実績の差異の内容を具体的に管理把握するとともに、その乖離が大きい場合には、理由等について精査すべきである。
団体	指摘 5	財団法人 北海道高等学校奨学会	総務部	当団体は、理事会で会長一任となった退職金の取り扱いについて、規程の改正及び理事会への報告がされていなかったことから、規程の改正や理事会への報告の在り方について是正すべきである。
団体	指摘 6	財団法人 北海道高等学校奨学会	総務部	奨学金返還の滞納者に対する違約金の徴収について、奨学金規程で正当な事由がないと認められるときはその徴収をすることができる旨を定めているが、これまでその徴収をしていない。さらに正当な事由の有無も調査されていない。団体においては、返還義務の履行を促すためにも、規程に則した徴収手続きを実施すべきである。
団体	指摘 7	財団法人 北海道高等学校奨学会	総務部	奨学金の返還猶予について、学校教育法第1条及び第82条の2の規定に基づく学校に在学したことを要件としているが、その要件を満たさない学校に在学する者に対して猶予を実行していた。団体においては、猶予の実行にあたり、法律の規定の要件に適合していることを確認すべきである。また、現在学校教育法第82条の2の規定は同法律の改定により削除されているにも関わらず、奨学金規程の改定を失念している。法律改定と同時に速やかな規程の改定を行うべきである。
団体	意見 8	財団法人 北海道高等学校奨学会	総務部	古くは40年ほど前に発生した貸付金があり、また、破産等により回収不能が生じているにも関わらず、貸借対照表に貸倒引当金が計上されていない。団体においては、貸付金に係る適正な情報開示の観点から、貸倒引当金の計上を検討すべきである。
団体	意見 9	財団法人 北海道高等学校奨学会	総務部	特定資産「奨学事業運営積立金」が有効活用されていない。団体においては、資産の取り崩しも含め、今後のあり方について、検討すべきである。
団体	意見 10	財団法人 北海道高等学校奨学会	総務部	団体においては、少額の長期滞納額について、滞納額が取立てに要する費用に満たないなど一定の場合には、費用対効果の観点から貸倒損失処理を検討すべきである。
団体	意見 11	財団法人 北海道高等学校奨学会	総務部	団体においては、「公益法人会計基準」に準拠し、賞与引当金を計上する必要がある。
道	指摘 12	財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構	環境生活部	道は、アイヌ文化振興・研究推進機構事業費補助事業に係る事業計画書及び事業実績書に記載すべき「補助事業等実施による効果」について、具体的効果を記載するよう指導し、その効果の測定を実施すべきである。
道	意見 13	財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構	環境生活部	道は、補助事業における経費の大幅増減による変更承認申請書が提出された場合には、変更原因や各費目の増減額の妥当性につき十分に検証し、承認すべきである。また、予算額と実績額が大幅に異なる実績報告書が提出された場合には、各費目の増減差額の原因究明や変動した金額の妥当性につき十分に検証すべきである。
団体	指摘 14	財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構	環境生活部	団体においては、工芸品台帳を適正に作成し、その保全状況及び移動について管理の万全を期すべきである。
団体	指摘 15	財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構	環境生活部	団体においては、間接補助金については助成要綱にある手順、内容、期限などの要件を遵守するとともに、道に対する実績報告における事業の完了日は、間接補助金の支払いを完了した後とすべきである。
団体	意見 16	財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構	環境生活部	団体においては、退職給与引当金を退職給与規程どりに計上すべきである。
団体	意見 17	財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構	環境生活部	団体においては、「公益法人会計基準」に準拠し、賞与引当金を計上する必要がある。
団体	意見 18	財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構	環境生活部	団体においては、間接補助金の支給決定の決議をする際、助成金申請者である個人又は団体と利害関係にある者はその審査や決議に参加していないという記録を議事録等に残し、公平性を担保すべきである。
団体	意見 19	財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構	環境生活部	非常勤の理事・評議員へ内部規程を根拠に費用弁償相応以上の金員が支払われているが、寄附行為に抵触する恐れがあるため、団体においては、内部規程の見直しや寄附行為等の改訂を検討すべきである。

指摘等対象	指摘等番号	対象団体名	所管部	改善を要する事項
団体	意見 20	財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構	環境生活部	現存する「助成金の返還請求権である未収債権」については、回収に最大限の努力をすべきであり、さらに、今後の不良債権防止化対策として債権保全対策を助成要綱の中で定める等の検討をすべきである。
道	指摘 21	財団法人 北海道環境財団	環境生活部	道は、北海道環境財団補助事業に係わる事業計画書及び事業実績書に記載すべき「補助事業等実施による効果」について、具体的効果を記載するよう指導し、その効果の測定を実施すべきである。
道	指摘 22	財団法人 北海道環境財団	環境生活部	北海道環境財団補助事業の実施に係る補助金交付通知等において、補助対象経費として記載された内容に具体性が乏しいことから、道は、明確に表示すべきである。
道	意見 23	財団法人 北海道環境財団	環境生活部	環境サポートセンター運営事業については、これまでに機能の一部見直しを行っているが近隣に設置されている札幌市の「札幌市環境プラザ」と重複する事業等は、二重行政とならないよう効率的な運営を行うため、また両自治体の負担を削減する観点からも、道は札幌市と協議すべきである。
団体	指摘 24	財団法人 北海道環境財団	環境生活部	団体においては、過大な貸倒引当金を見直し、適正額を計上すべきである。
団体	意見 25	財団法人 北海道環境財団	環境生活部	団体においては、「公益法人会計基準」に準拠し、賞与引当金を計上する必要がある。
団体	意見 26	財団法人 北海道環境財団	環境生活部	理事会及び評議員会は本人出席割合が低く、質疑もほとんどなく形骸化していると思われるので、団体においては、理事会及び評議員会の構成等を検討し、自主化に対応できる意志決定機関とすべきである。
道	指摘 27	財団法人 北海道地域活動振興協会	環境生活部	道は、地域活動推進事業補助金に係わる事業計画書及び事業実績書に記載すべき「補助事業等実施による効果」について、具体的効果を記載するよう指導し、その効果の測定を実施すべきである。
道	指摘 28	財団法人 北海道地域活動振興協会	環境生活部	地域活動振興事業の実施に係る補助金交付通知等において、補助対象経費として記載された内容に具体性が乏しいことから、道は、明確に表示すべきである。
道	意見 29	財団法人 北海道地域活動振興協会	環境生活部	道は、当団体への補助金について、内部留保率も考慮し、道と団体との適正な負担割合について検討すべきである。
道	意見 30	財団法人 北海道地域活動振興協会	環境生活部	道は補助金の交付申請を受けるに当たり、補助事業を構成する個々の事業に係わる費用が増加している場合は、その理由の合理性について検討すべきである。
道	意見 31	財団法人 北海道地域活動振興協会	環境生活部	道が設置した「北海道立市民活動促進センター」については、これまでに機能の一部の見直しを行っているが、札幌市が設置している「札幌市市民活動サポートセンター」と重複する事業等は、二重行政とならないよう効率的な運営を行い、また両自治体の負担を削減する観点から札幌市と協議すべきである。
団体	意見 32	財団法人 北海道地域活動振興協会	環境生活部	団体においては、「公益法人会計基準」に準拠し、賞与引当金を計上する必要がある。
団体	意見 33	財団法人 北海道地域活動振興協会	環境生活部	団体においては、自立化へ向け、自主財源の拡大を目指すべきである。
道	指摘 34	財団法人 北海道青少年育成協会	環境生活部	道は、青少年育成推進事業に係わる事業計画書及び事業実績書に記載すべき「補助事業等実施による効果」について、具体的効果を記載するよう指導し、その効果の測定を実施すべきである。
道	指摘 35	財団法人 北海道青少年育成協会	環境生活部	青少年育成推進事業の実施に係る補助金交付通知等において、補助対象経費として記載された内容に具体性が乏しいことから、道は、明確に表示すべきである。
道	指摘 36	財団法人 北海道青少年育成協会	環境生活部	道は、経常的経費に対する補助を廃止した補助金の支出にあたり、団体に対して事業に係わる経費と経常的な経費の適正な配分を指導するとともに、実地調査等で精査すべきである。
団体	指摘 37	財団法人 北海道青少年育成協会	環境生活部	団体においては、道に対する実績報告における事業の完了日は、間接補助費の支払いを完了した後とすべきである。
団体	意見 38	財団法人 北海道青少年育成協会	環境生活部	団体においては、自立化へ向け、自主財源の拡大を目指すべきである。
団体	意見 39	財団法人 北海道青少年育成協会	環境生活部	団体においては、「公益法人会計基準」に準拠し、賞与引当金を計上する必要がある。
団体	意見 40	財団法人 北海道青少年育成協会	環境生活部	理事会及び評議員会は本人出席割合が低く、質疑もほとんどなく形骸化していると思われるので、団体においては、理事会及び評議員会の構成等について検討し、自主化に対応できる意志決定機関とすべきである。

指摘等対象	指摘等番号	対象団体名	所管部	改善を要する事項
道	指摘 41	財団法人 北海道地域医療振興財団	保健福祉部	道は、地域医師確保対策事業に係わる事業計画書及び実績報告書に記載すべき「補助事業等実施による効果」について、具体的効果を記載するよう指導し、その効果の測定を実施すべきである。
道	指摘 42	財団法人 北海道地域医療振興財団	保健福祉部	地域医師確保対策事業の実施に係る補助金交付通知等において、補助対象経費として記載された内容に具体性が乏しいことから、道は、明確に表示すべきである。
道	指摘 43	財団法人 北海道地域医療振興財団	保健福祉部	道は、経常的経費に対する補助を廃止した補助金の支出にあたり、団体に対して事業に係わる経費と経常的な経費の適正な配分を指導するとともに、実地調査等で精査すべきである。
道	意見 44	財団法人 北海道地域医療振興財団	保健福祉部	道は、当団体への補助金について、内部留保率も考慮し、道と団体との適正な負担割合について検討すべきである。
団体	意見 45	財団法人 北海道地域医療振興財団	保健福祉部	満期保有目的の債券については、債券金額をもって貸借対照表価額としているが、団体においては、取得価額もしくは償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。また、満期保有目的の債券の時価及び評価損益の注記が必要である。
団体	意見 46	財団法人 北海道地域医療振興財団	保健福祉部	団体においては、「公益法人会計基準」に準拠し、賞与引当金を計上する必要がある。
団体	意見 47	財団法人 北海道地域医療振興財団	保健福祉部	理事会及び評議員会は本人出席割合が低く、質疑もほとんどなく形骸化していると思われるので、団体においては、理事会及び評議員会の構成及び開催方法等を検討し、自主化に対応できる意志決定機関とすべきである。
団体	意見 48	財団法人 北海道地域医療振興財団	保健福祉部	団体においては、自立化へ向け、自主財源の拡大を目指すべきである。
道	指摘 49	財団法人 北海道生活衛生営業指導センター	保健福祉部	道は、生活衛生営業指導事業に係わる事業計画書及び事業実績書に記載すべき「補助事業等実施による効果」について、具体的効果を記載するよう指導し、その効果の測定を実施すべきである。
道	指摘 50	財団法人 北海道生活衛生営業指導センター	保健福祉部	委託料の人件費の積算について、積算が実績数値と乖離した数値で行われていたことから、今後道は、過去の実績等に基づき、適正な額を算定すべきである。
道	意見 51	財団法人 北海道生活衛生営業指導センター	保健福祉部	道は、当団体と同じ事務所に入居している団体との間における共通的経費の負担割合が実態に即したものであるかについて、検証を行った上で、補助金を交付すべきである。
団体	指摘 52	財団法人 北海道生活衛生営業指導センター	保健福祉部	理事長・副理事長へ「行動費」が、評議員・監事へ「報償費」が支払われているが、規程の根拠がないばかりでなく、寄附行為にも抵触する恐れがあるため、団体においては、当該支出の性質を精査し、規程の整備や寄付行為等の改訂を検討すべきである。
団体	意見 53	財団法人 北海道生活衛生営業指導センター	保健福祉部	団体においては、「公益法人会計基準」に準拠し、賞与引当金を計上する必要がある。
団体	意見 54	財団法人 北海道生活衛生営業指導センター	保健福祉部	理事会及び評議員会は本人出席割合が低く、質疑もほとんどなく形骸化していると思われるので、団体においては、理事会及び評議員会の構成等を検討し、自主化に対応できる意志決定機関とすべきである。
道	指摘 55	財団法人 北海道障害者スポーツ振興協会	保健福祉部	道は、障害者スポーツ振興事業に係わる事業計画書及び事業実績書に記載すべき「補助事業等実施による効果」について、具体的効果を記載するよう指導し、その効果の測定を実施すべきである。
道	指摘 56	財団法人 北海道障害者スポーツ振興協会	保健福祉部	道は、スポーツ指導員設置業務に係わる賃金について、団体の業務内容を勘案し、計上された金額が妥当なものであるかの検証を行った上で、補助金を交付すべきである。
道	意見 57	財団法人 北海道障害者スポーツ振興協会	保健福祉部	道は補助事業において、経費毎に大幅な増減がある実績報告書が提出された場合には、各経費の増減差額の原因究明や変動した金額の妥当性につき十分検証し、補助金の額を確定すべきである。
団体	意見 58	財団法人 北海道障害者スポーツ振興協会	保健福祉部	団体においては、間接補助事業である各種大会に関する総勘定元帳を事業別、科目別に分け、摘要には相手先名と取引内容を具体的に記入すべきである。さらに、その実績報告書に添付する経費内訳の様式を現行のものから「現地の実行委員会が負担する経費と当団体が負担する経費を区分して集計する」ものに変更するなどの検討を行い、実地調査で検証できるようにすべきである。
団体	意見 59	財団法人 北海道障害者スポーツ振興協会	保健福祉部	団体においては、自立化へ向け、自主財源の拡大を目指すべきである。
団体	意見 60	財団法人 北海道障害者スポーツ振興協会	保健福祉部	理事会及び評議員会は本人出席割合が低く、質疑もほとんどなく形骸化していると思われるので、団体においては、理事会及び評議員会の構成等を検討し、自主化に対応できる意志決定機関とすべきである。
道	指摘 61	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	道は、補助事業に係わる事業計画書及び事業実績書に記載すべき「補助事業等実施による効果」について、具体的効果を記載するよう指導し、その効果の測定を実施すべきである。

指摘等対象	指摘等番号	対象団体名	所管部	改善を要する事項
団体	指摘 62	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	質権を設定している債券が9,995,000千円ある。団体においては、財務諸表の計算書類の注記に「担保に供している資産」として記載すべきである。
団体	指摘 63	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	決算報告書にある財務諸表の注記「リース取引関係」にある「リース契約債権の期末残高」が、誤った金額で記載されていた。団体においては、公表以前に内部でしっかりとした数値等の確認作業を行うことで、事実即した適正な決算報告書を作成・開示すべきである。
団体	意見 64	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	貸借対照表に貸付金等に対する貸倒引当金を計上しているが、計上額に不足があった。団体においては、算定された要引当金計上額を貸借対照表に計上すべきである。
団体	意見 65	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	団体においては貸借対照表に計上されている求償債権27,000千円のうち、回収見込みの低い113,500千円について貸倒引当金を計上すべきである。
団体	意見 66	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	不良債権に係わる未収利息が、貸借対照表に計上されていた。団体においては、一般に公正妥当と認められる会計処理の方法に準拠し、既に計上されている未収利息について損失処理を行うべきである。
団体	意見 67	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	債権が回収不能となる危険性が高い貸付先が策定している再建計画を入手していなかった。団体においては、再建計画を入手するとともに、再建計画の達成状況を継続的に確かめる必要がある。
団体	意見 68	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	貸付先の直近の決算書を入手していないケースがあった。団体においては、貸付先の財務状況を適時に把握するために、直近の決算書は確実に入手する必要がある。また、決算書を入手する際は、税務署に提出された税務申告書に添付された決算書であることを確認すべきである。
団体	意見 69	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	未収債権の貸倒償却は一定の基準に基づき統一的に行うべきものであるから、団体においては、債権管理事務の規程改正について検討するべきである。
団体	意見 70	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	団体においては、「公益法人会計基準」に準拠し、賞与引当金を計上する必要がある。
団体	意見 71	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	団体においては、中小企業経営資源強化対策事業における取引拡大支援として実施されるビジネスマッチングや商談会について、金融機関その他の団体が実施する商談会等との共同開催等による連携を強化し、より高い効果の促進を図るべきである。
団体	所感 72	公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	経済部	団体においては、事業の効率化や専門分野への特化による機能強化の観点などから、中小企業及び創業者の支援を行っている国、地方公共団体、商工会議所等と類似業務の在り方について、意見交換を行い、適正な役割分担を図っていくべきである。
道	指摘 73	社団法人 北海道青果物価格安定基金協会	農政部	道は、野菜価格安定資金造成事業費補助金に係わる実績報告書において補助事業による具体的効果を記載するよう改善するとともに、その効果の測定を実施すべきである。
道	指摘 74	社団法人 北海道青果物価格安定基金協会	農政部	「北海道職員の再就職に関する取扱要綱」で給与等の支払基準が定められている道退職者に対し、基準を超えた給与等が支払われていた。道は、当団体に対し、要綱を遵守するよう協力を求めるべきである。
道	意見 75	社団法人 北海道青果物価格安定基金協会	農政部	「北海道職員の再就職に関する取扱要綱」で退職金の支払いが制限されている道退職者に対する退職給付引当金が設定されていた。道は、当団体に対し、要綱の趣旨に鑑み、当該引当金を計上しないよう協力を求めるべきである。
団体	指摘 76	社団法人 北海道青果物価格安定基金協会	農政部	会議費の支出について、帳簿においてその具体的目的と内容が記載されていない。団体においては、公益性の観点から、その支出の必要性について明確にすべきである。
団体	指摘 77	社団法人 北海道青果物価格安定基金協会	農政部	出張に要した航空賃等の精算は、旅費規程において実費精算とされているにも係わらず、定額支給を行っている。団体においては、旅費規程に準拠した旅費の精算をすべきである。
団体	意見 78	社団法人 北海道青果物価格安定基金協会	農政部	団体においては、リスクの高い仕組み債による資金運用を行う必要があると判断した場合には理事会で討議する等、慎重な検討が必要である。
団体	意見 79	社団法人 北海道青果物価格安定基金協会	農政部	貸借対照表の固定負債に、負債として計上される根拠が必ずしも明確でない項目が計上されていた。団体においては、当該計上額について、負債としての計上が妥当かどうか整理する必要がある。
道	指摘 80	社団法人 北海道酪農検定検査協会	農政部	道は、強い農業づくり事業（産地競争力の強化）のうち牛群検定高度化推進事業に係る実績報告書において、補助事業による具体的効果を記載するよう改善するとともに、その効果の測定を実施すべきである。
道	指摘 81	社団法人 北海道酪農検定検査協会	農政部	強い農業づくり事業（産地競争力の強化）のうち牛群検定高度化推進事業の実施に係る補助金交付通知等において、補助対象経費として記載された内容に具体性が乏しいことから、道は、明確に表示すべきである。
道	指摘 82	社団法人 北海道酪農検定検査協会	農政部	「北海道職員の再就職に関する取扱要綱」で退職金の支払いが制限されている道退職者に対し、役員退任慰労金が支給されていた。道は、当団体に対し、要綱を遵守するよう協力を求めるべきである。

指摘等対象	指摘等番号	対象団体名	所管部	改善を要する事項
団体	指摘 83	社団法人 北海道酪農検定検査協会	農政部	強い農業づくり事業（産地競争力の強化）のうち牛群検定高度化推進事業における検定推進業務について、間接補助先である各検定組合からの実績報告に係わる調査が不十分と考えられることから、団体においては間接補助が適正に実施されているかを精査すべきである。
団体	指摘 84	社団法人 北海道酪農検定検査協会	農政部	決算日時点では実行されていない退職給与引当資産への積立について経理事務の誤りにより負担義務のない債務が貸借対照表総括表に計上されるとともに実際に存在しない財産が貸借対照表総括表に計上されていた。団体においては、適切な処理を行う必要がある。
団体	意見 85	社団法人 北海道酪農検定検査協会	農政部	内部貸借取引から生じた債権及び債務が、貸借対照表総括表に計上されていた。団体においては、当該債権債務は、「公益法人会計基準」に従い相殺消去し、貸借対照表総括表に計上すべきではない。
団体	意見 86	社団法人 北海道酪農検定検査協会	農政部	満期保有目的の債券については、債券金額をもって貸借対照表価額としているが、団体においては、取得価額もしくは償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。また、満期保有目的の債券の時価及び評価損益の注記が必要である。
団体	意見 87	社団法人 北海道酪農検定検査協会	農政部	退任理事及び退職職員に対して、規程に定められていない商品券の贈呈が行われていた。団体においては、当該支出の必要性を精査するとともに、必要に応じて規定を整備すべきである。
団体	意見 88	社団法人 北海道酪農検定検査協会	農政部	団体においては、「公益法人会計基準」に準拠し、賞与引当金を計上する必要がある。
団体	意見 89	社団法人 北海道酪農検定検査協会	農政部	一般会計から調査指導事業会計へ振替えている人件費の負担割合の根拠が不明確であった。団体においては、各会計区分の正味財産増減計算書が適切な事業活動の効率性を示すように、現在の負担割合が実態に即したものが精査すべきである。
道	指摘 90	社団法人 北海道栽培漁業振興公社	水産林務部	道は、栽培漁業地域展開事業及びマツカワ種苗生産放流事業に係わる事業計画書及び実績報告書に記載すべき「補助事業等実施による効果」について、具体的効果を記載するよう指導し、その効果の測定を実施すべきである。
道	意見 91	社団法人 北海道栽培漁業振興公社	水産林務部	「北海道職員の再就職に関する取扱要綱」で退職金の支払いが制限されている道退職者に対する役員退職慰労金引当金が設定されていた。道は、当団体に対し、要綱の趣旨に鑑み、当該引当金を計上しないよう協力を求めるべきである。
道	意見 92	社団法人 北海道栽培漁業振興公社	水産林務部	道は、当団体への補助金について、内部留保率も考慮し、道と団体との適正な負担割合について検討すべきである。
団体	所感 93	社団法人 北海道栽培漁業振興公社	水産林務部	団体においては、リスクの高い仕組み債による資金運用を行う必要があると判断した場合には理事会で討議するなど、慎重な検討が必要である。
道	所感 94	財団法人 自治体国際化協会	総合政策部	平成22年に実施された行政刷新会議による「事業仕分け」の検討内容を踏まえて、今後も道は負担者として対象事業の見直しや地方自治体の負担の在り方を検討し、積極的に意見を述べるべきである。
道	所感 95	財団法人 地域創造	環境生活部	平成22年に実施された行政刷新会議による「事業仕分け」の検討内容を踏まえて、今後も道は負担者として対象事業の見直しや地方自治体の負担の在り方を検討し、積極的に意見を述べるべきである。
道	所感 96	財団法人 電源地域振興センター	経済部	道は、電源立地地域対策補助金の執行にあたり、平成23年3月に発生した東京電力福島原子力発電所における事故を踏まえた、今後の国の動向などを注視するとともに、効率的な事業を行うための仕組みを再検討すべきである。